

令和5年度 国民保護に係る訓練の成果等について

令和6年6月
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付

国民保護共同訓練の実施状況(令和5年度末時点)

国民保護法に基づき、関係機関の機能確認及び相互の連携強化を行うとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を目的として、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練を実施。

【訓練実施回数】

※赤字は令和5年度実施

回数	都道府県
16回	福井県、徳島県
15回	富山県
11回	山形県、愛媛県
10回	神奈川県、福岡県、大分県
9回	岩手県、愛知県、三重県
8回	東京都、島根県、長崎県、鹿児島県
7回	秋田県、岐阜県、大阪府、鳥取県、宮崎県
6回	青森県、宮城県、福島県、静岡県、滋賀県、奈良県、熊本県
5回	北海道、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、佐賀県、沖縄県
4回	埼玉県、千葉県、石川県、長野県、広島県、山口県、香川県
3回	和歌山県

(延べ326都道府県)

【年度ごとの訓練実施状況】

年度	区分	件数	計	年度	区分	件数	計
H17	実動	1	2	H28	実動	4	22
	図上	1			図上	18	
H18	実動	3	11	H29	実動・図上	1	29
	図上	8			実動	5	
H19	実動	5	15		H30	図上	
	図上	10		実動・図上		3	
H20	実動	4	18	H31		実動	9
	図上	14			図上	12	
H21	実動	4	14	R 1	実動・図上	2	20
	図上	10			実動	5	
H22	実動	3	9		R 2	図上	
	図上	6		実動		2	
H23	実動	3	11	R 3		図上	9
	図上	8			実動・図上	2	
H24	実動	6	11		R 4	図上	16
	図上	5		実動・図上		4	
H25	実動	3	12	R 5		実動	2
	図上	9			図上	29	
H26	実動	4	13		H32	実動・図上	4
	図上	9		実動		1	
H27	実動	3	15	H33		図上	21
	図上	12			実動・図上	3	

(316件)

国民保護共同訓練等の実施状況(令和5年度)(1/2)

○ 実動・図上訓練4件、実動訓練1件、図上訓練21件の合計26件実施

種 別		実施都道府県		実施日	訓練概要・検討題目
国重点	実動・図上(2回)	鹿児島県・熊本県		1月18、21日	武力攻撃事態等想定訓練
		神奈川県		2月6日	緊急処理事態想定訓練
	図上(5回)	国民保護地域ブロック検討会	島根県(中国・四国)	5月25日	国民保護における住民避難等及び避難施設指定
			福井県(近畿)	7月27日	国民保護における住民避難等及び避難施設指定
			鹿児島県(九州)	11月10日	国民保護における住民避難等及び避難施設指定
			山形県(北海道・東北)	1月25日	国民保護における住民避難等及び避難施設指定
			神奈川県(関東)	2月5日	国民保護における住民避難等及び避難施設指定
県主導	実動・図上(2回)	富山県		11月7日	緊急処理事態想定訓練
		徳島県		2月1日	武力攻撃事態等想定訓練
	実動(1回)	東京都		1月15日	ミサイル事案を想定した訓練
	図上(5回)	鳥取県		7月21日	緊急処理事態想定訓練
		北海道		8月4日	ミサイル事案を想定した訓練
		山形県		10月18日	緊急処理事態想定訓練
		栃木県		11月7日	緊急処理事態想定訓練
		大分県		11月8日	緊急処理事態想定訓練

国民保護共同訓練等の実施状況(令和5年度)(2/2)

種 別		実施都道府県	実施日	訓練概要・検討題目
県主導	図上(11回)	秋田県	11月15日	緊急対処事態想定訓練
		島根県	12月11日	緊急対処事態想定訓練
		三重県	12月15日	ミサイル事案を想定した訓練
		福島県	1月23日	緊急対処事態想定訓練
		福岡県	1月25日	緊急対処事態想定訓練
		愛知県	1月26日	武力攻撃事態等想定訓練
		宮崎県	1月26日	武力攻撃事態等想定訓練
		沖縄県	1月30日	武力攻撃事態等想定訓練
		青森県	2月8日	緊急対処事態想定訓練
		長崎県	2月11日	武力攻撃事態等想定訓練
		広島県	2月13日	緊急対処事態想定訓練

令和3年度以降の国民保護共同訓練(国重点)の概要

地域ブロック検討会

【目的】

国と地方公共団体の間で最新の情勢認識を共有するとともに、国民保護関連の各種課題に対する検討や意見交換を実施する。

【参加機関】

- 国：内閣官房、消防庁、防衛省、警察庁及び国土交通省の課室長級以上の職員
- 地方公共団体：都道府県及び政令指定都市の国民保護担当部局長

【構成】

- 第1部 国の参加機関による最新情勢等の説明
- 第2部 国民保護関連の各種課題に対する意見交換

実動及び図上訓練

【目的】

都道府県単独では実施困難かつ高度な訓練を国の主導の下に実施し、国、都道府県、市区町村及び関係機関相互の連携を強化するとともに国民保護措置への理解の促進を図る。

令和3年度以降は、下記の項目に重点を置いた訓練を実施し、訓練実施都道府県の状況、前年度までの訓練の成果・課題等を踏まえつつ、避難、救援などの国民保護措置に重点を置いた訓練を実施予定。

① 武力攻撃事態等訓練

- ・ 県の区域を越える大規模な住民避難のための調整（国、要避難地域県、複数の避難先地域県）
- ・ 要避難地域に指定された都道府県での住民避難、特に指定（地方）公共機関との連携

② 緊急対処事態訓練

- ・ 避難措置の指示に基づく避難実施要領作成までの一連の手続き
- ・ 現地調整所を通じた避難実施要領に基づく住民避難、対策本部運営

令和5年度神奈川県国民保護共同実動・図上訓練(国重点)【訓練概要】

1. 実施日時

令和6年2月6日(火) 9:00～16:30

2. 訓練想定

神奈川県横須賀市の海岸において接岸した無人の不審船が発見され、複数名の者が上陸した痕跡が認められたことや横須賀市内で不審な集団を目撃したとの通報が複数あったことなどから、緊急対処事態に認定し横須賀市の一部地域の住民の域外避難を実施。(※特定の事態を想定したものではない。)

3. 主な訓練内容

- (1) 国の避難措置の指示を踏まえ、神奈川県知事が避難の指示を行い、横須賀市長が避難実施要領を、横浜市長及び横須賀市長が避難受入れ実施要領を策定。(午前・図上訓練)
- (2) 避難実施要領等に基づき、県・市対策本部と現地調整所等(午後・実動・図上訓練)が連携し、市の区域を越える広域的な住民避難を実施。(要配慮者の誘導及び避難住民の安全の確保に重点を置いて実施。)

4. 参加機関、参加人員(27機関、約330人参加)

内閣官房、総務省消防庁、警察庁、防衛省・自衛隊、海上保安庁、内閣府、厚生労働省、国土交通省、神奈川県、神奈川県警察、横浜市、横須賀市、横浜市消防局及び横須賀市消防局、横須賀市立うわまち病院、神奈川中央交通株式会社、京浜急行バス株式会社、東日本旅客鉄道株式会社(横浜支社)、京浜急行電鉄株式会社、公益社団法人神奈川県医師会、公益社団法人神奈川県看護協会、一般社団法人神奈川県バス協会 等

5. その他

- (1) キックオフ会議(7月21日)以降、訓練当日に向け、神奈川県、横浜市及び横須賀市は、避難の指示及び避難実施要領等の作成に向け関係機関と協議・検討。
- (2) 住民の避難状況をQRコードを使用したシステムにより把握。
- (3) 東京に訓練統裁本部を設置し、リモートでの訓練コントロールや訓練評価(一部)を実施。
- (4) 関係者が訓練状況を視聴できるようライブ配信。(限定配信)

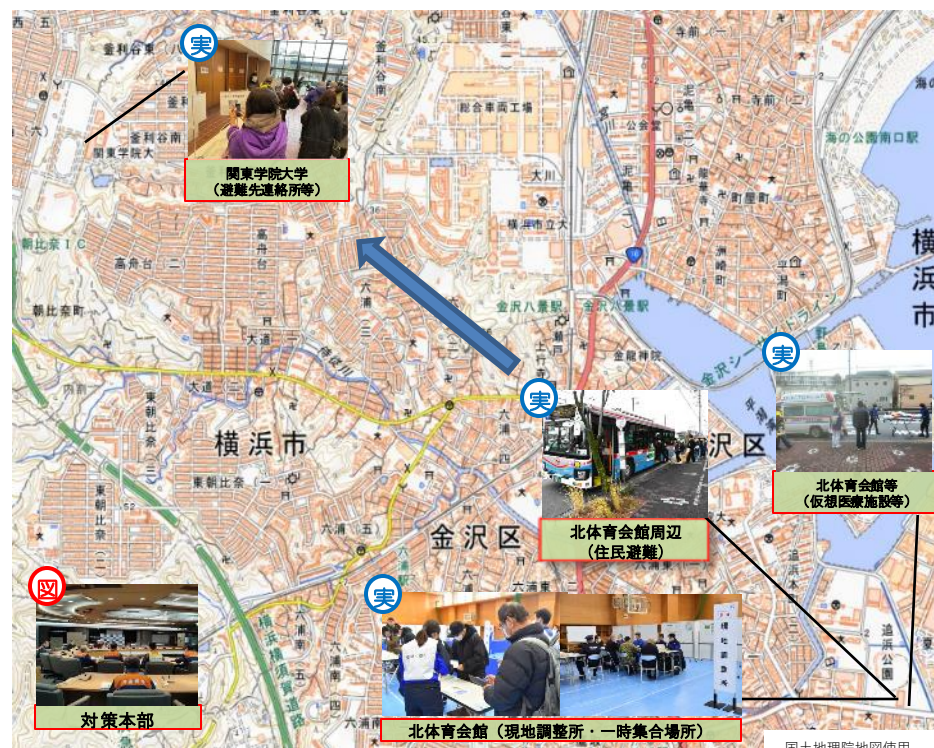
【実動訓練概要】

・横須賀市北体育会館等に一時集合場所及び現地調整所を設置し、避難のために集まった住民をバス、自家用車を活用して横浜市避難先連絡所に誘導。

・横須賀市北体育会館等に仮想の医療施設及び社会福祉施設を設置し、ドクターカーによる患者の域外搬送等を実施。

・関東学院大学横浜・金沢文庫キャンパスに避難先連絡所及び仮想の避難所を設置し、避難住民の避難所への振り分け、安否情報の収集、避難所での受け入れ等を実施。

【訓練イメージ図】



令和5年度神奈川県国民保護共同実動・図上訓練(国重点)【訓練風景】

【対策本部運営等】(図上)

合同対策協議会



県対策本部



市対策本部



- ・合同対策協議会における国の避難措置の指示等の説明を受け、県及び市において対策本部会議を開催し、神奈川県知事が避難の指示を行い、横須賀市長が避難実施要領を、横浜市長及び横須賀市長が避難受入れ実施要領を策定。
- ・対策本部において要配慮者を含む避難住民の誘導状況の把握や輸送先・輸送手段の調整等を実施。

【避難住民の誘導】(実動)

一時集合場所



現地調整所



バス乗車



- ・横須賀市北体育会館内に一時集合場所及び現地調整所を設置し、避難のために集まった住民をバスにより横浜市の避難先連絡所に誘導・受入。
- ・一時集合場所でQRコード付き避難確認書を交付し、QRコードを使用したシステムにより避難住民の移動状況を把握。

令和5年度神奈川県国民保護共同実動・図上訓練(国重点)【訓練風景】

【要配慮者対応等】(実動)

ドクターカーによる避難



社会福祉施設からの避難



自家用車による避難



- ・横須賀市北体育館等に仮想で医療施設、社会福祉施設を設置し、ドクターカー、福祉タクシー等により患者等を避難先地域へ搬送。
- ・家族に避難行動要支援者が含まれる場合等の自家用車による避難を実施。

【避難住民の受入れ】(実動)

避難先連絡所(QRコード手続き)



救護所



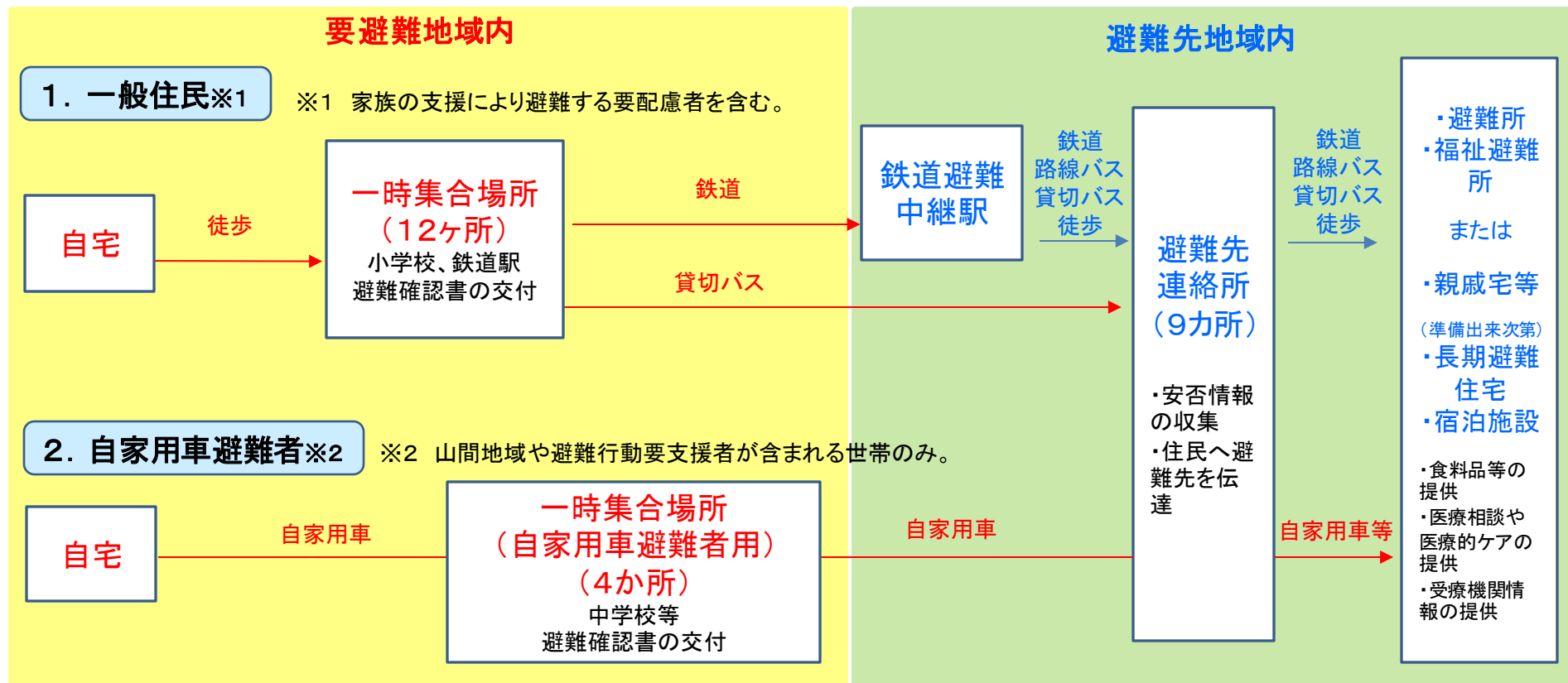
避難所



- ・関東学院大学横浜・金沢文庫キャンパスに仮想で避難先連絡所、避難所を設置し、避難住民の受入れを実施。
- ・避難先連絡所内には救護所も設置し急病人等への対応を実施。

令和5年度 神奈川県国民保護共同実動・図上訓練【避難計画概要】

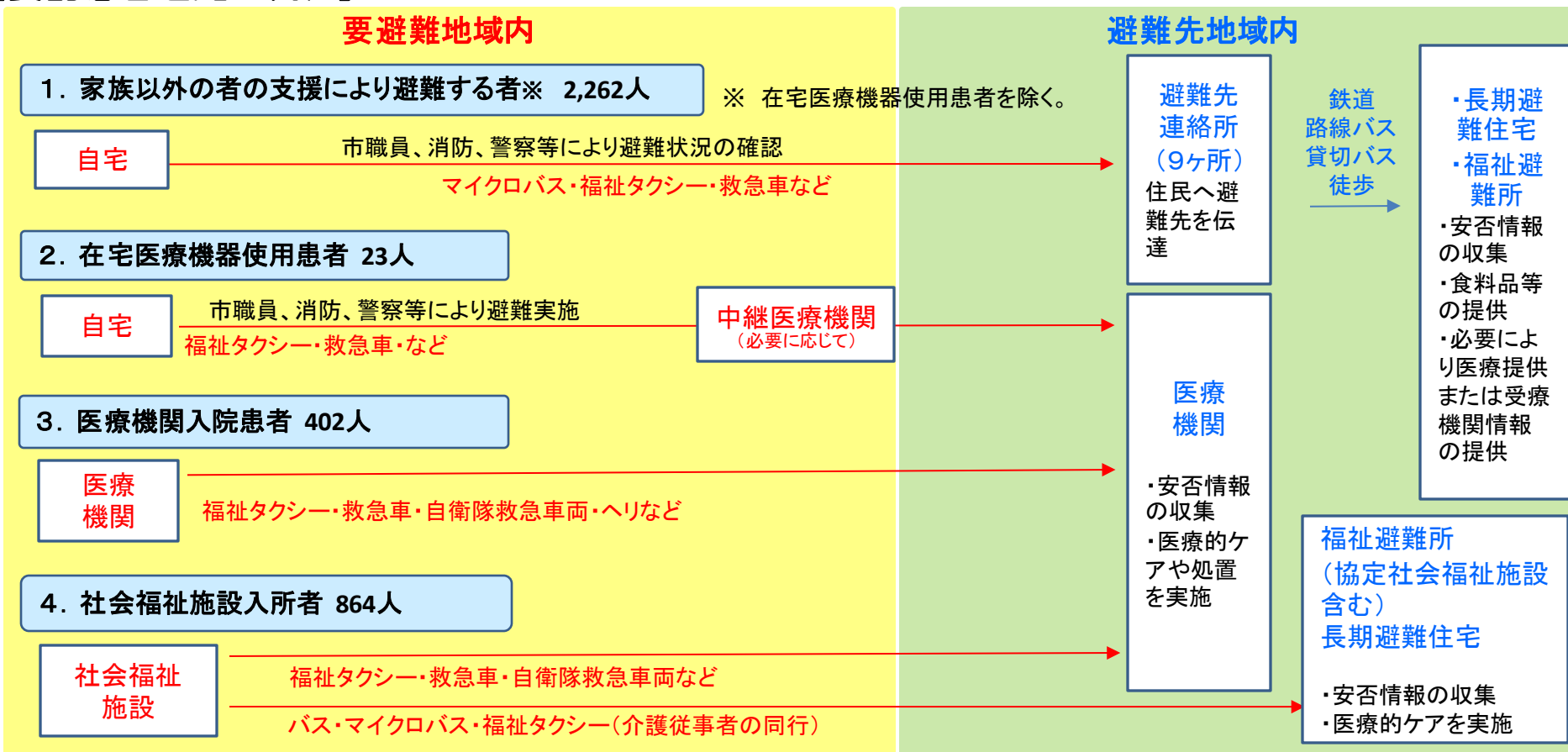
【一般住民避難の流れ】



- 避難住民人数 58,501人
- 鉄道輸送力 1日あたり228本 66,960人 (乗車可能割合30%として算定)
- バス輸送力
 - ・ 貸切バス 1,129台(大型629台、中型130台、小型370台) 輸送力9,426人 (運行割合50%として算定)
- 避難完了日数 3日間

令和5年度 神奈川県国民保護共同実動・図上訓練【避難計画概要】

【要配慮者避難の流れ】



○ 輸送力

	救急車両 (搬送定員原則 1 人)		患者搬送車両 (普通) (搬送定員 1~10)		患者搬送車両 (マイクロ) (搬送定員 18~28)		バス (大型) (搬送定員 50~55)		バス (中型) (搬送定員 27~45)		貸切バス (小型) (搬送定員 20)		福祉車両		ヘリ (搬送定員 原則1)	
	可能台数	搬送定員	可能台数	搬送定員	可能台数	搬送定員	可能台数	搬送定員	可能台数	搬送定員	可能台数	搬送定員	可能台数	搬送定員	可能台数	搬送定員
合計	182	182	9	54	19	306	1	50	9	225	13	260	5,429	28,175	7	7
保有機関	県内消防 緊急消防援助隊 陸上自衛隊、医療機関		医療機関		自衛隊 県内市町村		県内市町村		県内市町村		県内市町村		社会福祉施設、法人タク シー、事業所福祉有償運送		県内消防 緊急消防援助隊	

○ 避難施設収容力 長期避難住宅・福祉避難所178,834人 医療施設174施設 社会福祉施設1,368人

○ 避難完了日数 3日間

令和5年度 神奈川県国民保護共同実動・図上訓練【成果と課題】

	主な成果	主な課題・対応
要配慮者に重点を置いた広域避難訓練の実施	・ 緊急対処事態であるが、後日、武力攻撃事態の認定が行われる可能性がある事態という訓練想定の下、要配慮者に重点を置いた市町村の区域を越える広域避難訓練を実施。 ・ 要配慮者は、類型※1に応じてきめ細かに検討するとともに、一般住民も含めた、迅速かつ確実な避難が可能となるよう避難実施要領に加え、避難受入れ実施要領を策定。	・ 今回の訓練成果を踏まえ、危機が切迫した状況下における要配慮者に重点を置いた広域避難要領の更なる具体化を目指す。
避難住民の移動状況の迅速かつタイムリーな把握	・ 避難住民の移動状況を県・市対策本部で迅速かつタイムリーに把握するため、昨年度から試験的に使用している内閣官房で作成した避難住民移動確認システム※2の大幅な改善を図った。	・ 避難住民移動確認システムについて、より少数の職員でより多くの住民に迅速に対応できるようシステムの改善を図り、今後の訓練でも使用し、最終的には実事案での活用を目指す。
避難住民の誘導における安全の確保	・ 自衛隊、警察による一時集合場所等の警戒監視及び、一時集合場所から避難先連絡所まで避難住民を輸送する貸切バスの警護における連携要領を確認。	・ 武装勢力からの攻撃による災害が発生するおそれがある場合等における関係機関等における情報の伝達、共有方法等について検討。

※1 在宅の者（家族の支援により避難する者、家族以外の者の支援により避難する者、在宅医療機器使用患者）、医療機関入院患者、社会福祉施設入所者

※2 避難住民がQRコード付の避難確認書を携行し、一時集合場所や避難先連絡所等で係員がQRコードを読み取り、クラウド上に記録された避難住民の移動状況を県・市対策本部で把握するシステム

令和5年度鹿児島県・熊本県国民保護共同実動・図上訓練(国重点)【訓練概要】

1. 実施日時

- (1) 令和6年1月18日(木)14時から15時
【合同対策協議会・鹿児島県対策本部会議】
- (2) 同月21日(日)9時から11時
【実動・図上連接訓練】

2. 訓練想定

某国と日本の間で関係が悪化、武力攻撃の可能性があると客観的に判断されるに至ったと分析し、武力攻撃予測事態に認定。屋久島町全域を島外避難とするなどの避難措置の指示等を行い、同地域の住民の熊本県・鹿児島県への避難を実施

3. 主な訓練内容

- (1) 国の避難措置の指示等を踏まえ、鹿児島県が避難の指示を行い、屋久島町が避難実施要領を、鹿児島県及び熊本県が救援計画を策定(令和6年1月18日(木))
- (2) 避難の指示、避難実施要領・救援計画に基づき、各対策本部が連携し広域的な避難を実施(令和6年1月21日(日))
※ 要配慮者の島外避難に重点を置いて実施

4. 参加機関、参加人員(約50機関、約300人参加)

内閣官房、消防庁、警察庁、防衛省・自衛隊、海上保安庁、内閣府、厚生労働省、国土交通省、鹿児島県、鹿児島県警察、鹿児島市、屋久島町、熊本県、八代市、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県老人福祉施設協議会、鹿児島県認知症GH連絡協議会、医療法人徳洲会、屋久島町社会福祉協議会、社会福祉法人愛心会、九州旅客鉄道株式会社、鹿児島県バス協会、九州旅客船協会連合会 等

5. その他

- (1) キックオフ会議(7月5日)以降、関係自治体は、避難の指示・避難実施要領及び救援の計画の策定に向け協議・検討
- (2) 東京に訓練統裁本部及び仮想屋久島町対策本部を設置し、リモートでの訓練コントロールや訓練評価を実施
- (3) 訓練・参観会場で7府県・3市町、19名が参観したほか、全国都道府県危機管理担当係へユーチューブで限定ライブ配信

【実動訓練概要】

・避難実施要領に基づいた一部県の区域を越える広域的な住民避難を想定し、県・市町対策本部が連携し要配慮者等の誘導を実施
・徳洲会病院、特別養護老人ホーム縄文の郷、老人いこいの家において、要配慮者を救急車両や自衛隊ヘリに誘導

【訓練イメージ図】



令和5年度 鹿児島県・熊本県国民保護共同実動・図上訓練【訓練風景】

【対策本部運営】(図上)

合同対策協議会



鹿児島県対策本部



熊本県対策本部

八代市対策本部



- ・合同対策協議会における国の避難措置の指示等の説明を受け、鹿児島県対策本部会議を開催し、知事が避難の指示及び救援の指示を行い、屋久島町が避難実施要領を、熊本県及び鹿児島県が救援の計画を策定
- ・対策本部において要配慮者を含む避難住民の誘導状況の把握や輸送先・輸送手段の調整等を実施

【要配慮者避難】(実動)



①病院から搬送



②臨時HP到着・引継ぎ



③自衛隊ヘリ機内へ搬入



- ・屋久島徳洲会病院に現地指揮本部を設置し、入院患者を救急車等に搬入するまでの要領を順次実施したほか、一部、救急車で臨時ヘリポートまで搬送し、県防災ヘリの代替手段である自衛隊ヘリに引き継ぎ、機内へ搬入するまでを実施

- ・凡例: ○ 特殊標章

令和5年度 鹿児島県・熊本県国民保護共同実動・図上訓練【訓練風景】

社会福祉施設



在宅要医療患者宅(仮想)



【訓練統裁等】

訓練統裁本部(東京コントロール)



・社会福祉施設「縄文の郷」から、また、在宅要医療患者宅として仮想で設定した「老人いこいの家」から、入所者及び患者を施設車両内及び民間救急車内等に搬入するまでの要領を順次実施

屋久島町対策本部(仮想・東京コントロール)



訓練参観



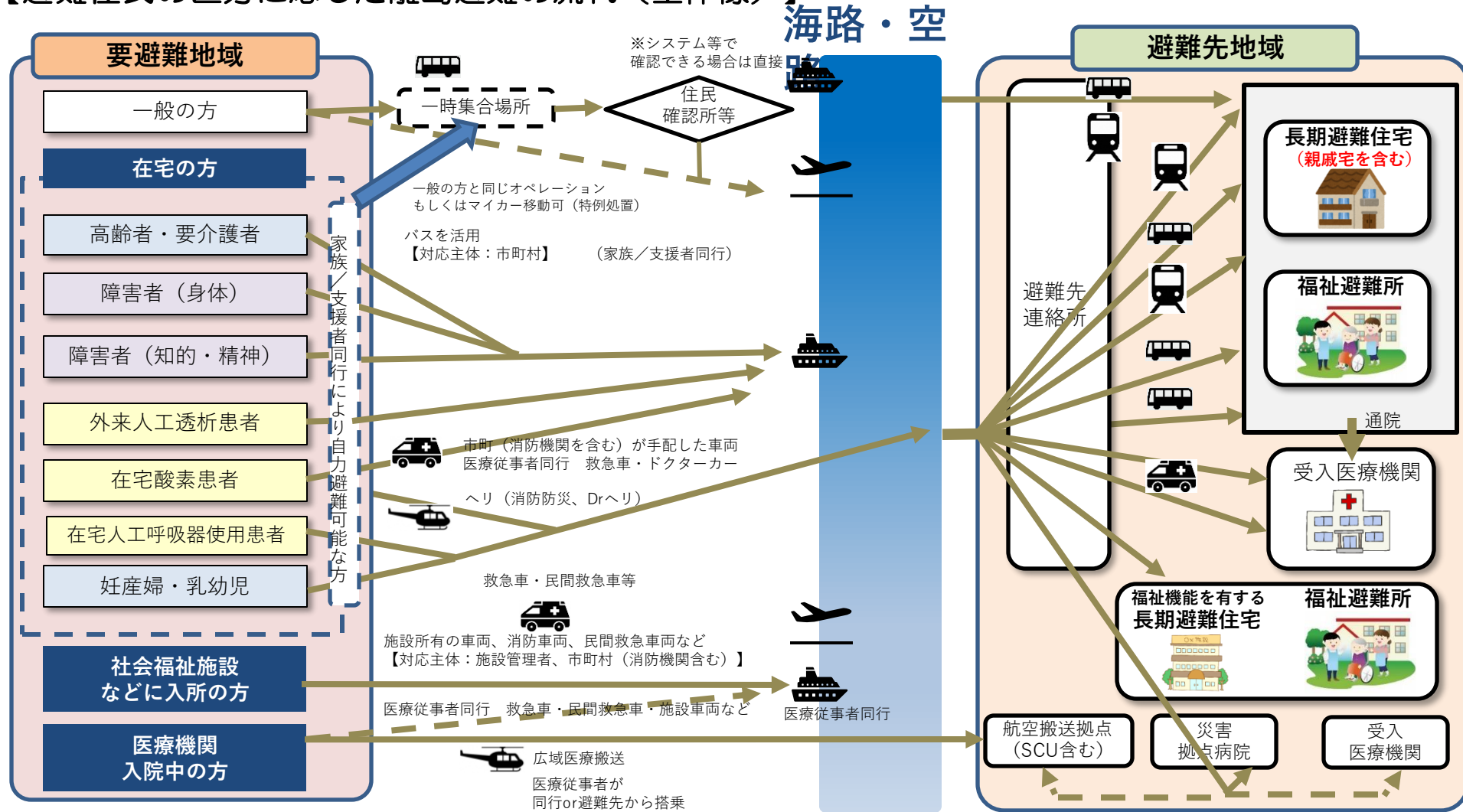
全体振り返り・終了式



- ・東京コントロール室に訓練統裁部及び屋久島町対策本部(仮想)を設置し、リモートでの訓練コントロールや訓練評価を実施
- ・鹿児島県市町村自治会館にて、7府県・3市町、19名が訓練を参観
- ・7か所の訓練会場をオンライン接続し、全体振り返り及び訓練終了式を実施

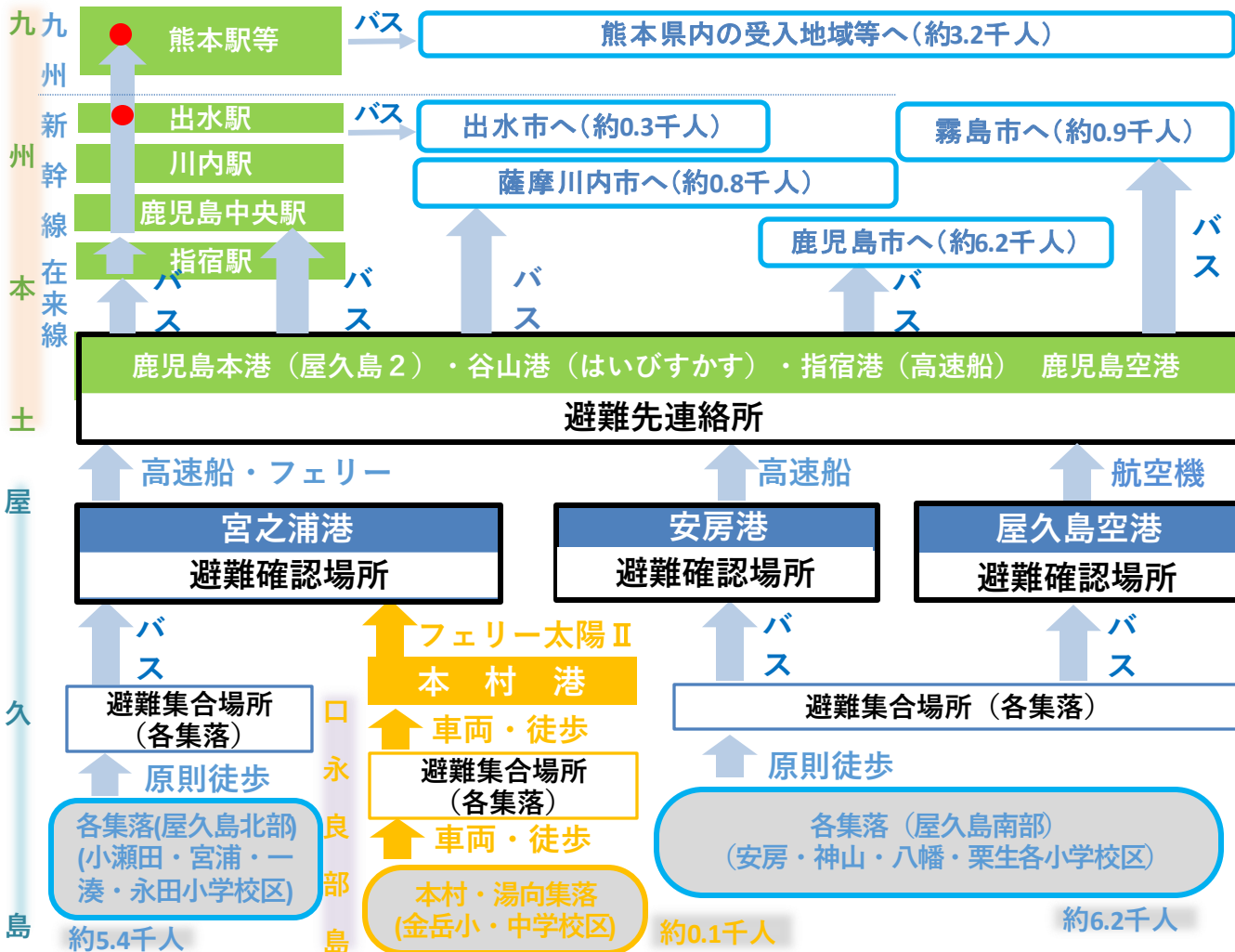
令和5年度 鹿児島県・熊本県国民保護共同実動・図上訓練【避難計画概要】

【避難住民の区分に応じた離島避難の流れ（全体像）】

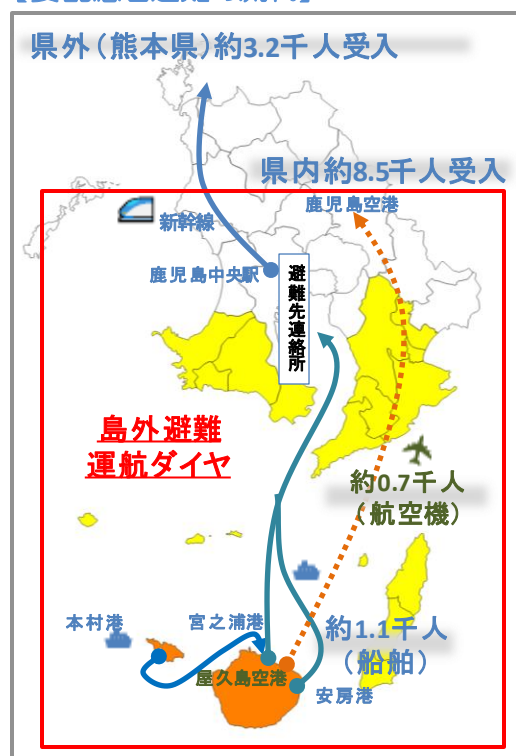


令和5年度 鹿児島県・熊本県国民保護共同実動・図上訓練【避難計画概要】

【具体的な一般住民避難※の流れ】※ 家族の支援により避難する要配慮者を含む。



【要配慮者避難の流れ】



本土の医療機関、社会福祉施設等へ



要配慮者※のうち特段の輸送手段で搬送する必要がある方（※入院患者、社会福祉施設等入所者、在宅要医療患者）

約0.3千人（左の町人口の内数）

- 避難住民人数
 - ・屋久島 約11,600人
 - ・口永良部島 約100人
- 輸送力（住民をバスで各港・空港へ送迎し海・空路の定期航路と増便臨時ダイヤで避難）
 - ・第1日目（海路）約5,600人 + （空路）約400人 = 約6,000人
 - ・第2日目（海路）約5,300人 + （空路）約300人 = 約5,600人
- 避難完了日数
 - ・輸送力から算定すれば2日で避難が完了する。

令和5年度 鹿児島県・熊本県国民保護共同実動・図上訓練【避難計画概要】

【要配慮者避難】

○ 要配慮者（病院入院患者、福祉施設入所者）

病院 入院患者		【屋久島町】 115人 1病院	福祉施設 入所者		【屋久島町】 197人 7施設	【合計】 312人
内 訳	担送（60%）	6 9	内 訳	担送（18%）	36	105(34%)
	護送（36%）	4 1		護送（66%）	129	170(54%)
	独歩（4%）	5		独歩（16%）	32	37(12%)

○ 要配慮者（在宅要医療患者）

在宅要医療 患者		【屋久島町】
内 訳	担送	12
	護送	-
	独歩	-

○ 搬送区分と輸送手段

搬送区分		輸送手段
内 訳	担送	県防災ヘリ（1機）、県ドクターヘリ（1機）、民間航空機（1機）、病院担送車両（2台）、熊毛地区消防救急車（3台）、福祉施設担送車両（5台）、民間救急車（2台）
	護送 ・ 独歩	病院福祉車両（4台）、福祉施設福祉車両（18台）、屋久島町社会福祉協議会福祉車両（11台）、熊毛地区消防救急車（3台）、民間救急車（2台）、民間救急福祉車両（1台）、バス8台（20名乗り1台・30名乗り7台）、家族車両（23台）、その他車両（5台）

○ 避難要領（2日間で避難を完了）

- フェリー波の上の臨時便を病院船として、病院入院患者、福祉施設入所者及び在宅要医療患者を避難（在宅担送者12人は搬送開始前日までに屋久島徳洲会病院へ搬送し、搬送開始まで待機する。）
- 県防災ヘリ、県ドクターヘリ、民間航空機で重篤な入院患者を搬送
- 鹿児島県本土において、救急車、福祉車両等を使用し、転院先医療機関及び社会福祉施設へ搬送

令和5年度 鹿児島県・熊本県国民保護共同実動・図上訓練【成果と課題】

	主な成果	主な課題・今後の対応
要配慮者の島外避難に重点を置いた広域避難	・武力攻撃予測事態という訓練想定の下、離島での要配慮者避難に重点を置いた県の区域を越える広域避難訓練を実施 ・要配慮者は、類型※1に応じてきめ細かに検討し、迅速かつ確実な避難が可能となるよう避難計画を策定	・今回の訓練成果を踏まえ、引き続き避難完了日数の短縮に配慮しつつ、要配慮者に重点を置いた都道府県の区域を越える広域避難訓練を継続
避難住民の島外避難における輸送力の確保	・離島での避難住民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、輸送力を十分に確保した避難計画を策定	・島外避難の輸送力確保において、今回の訓練で発見した課題の改善を図り、不測の事態にも広く確実に対応可能な避難計画を策定
避難先地域における救援	・要配慮者及び一般住民について、避難先県における避難先連絡所、避難施設の収容力、避難施設への受入手続きを検討し、救援の計画を策定	・要配慮者と一般住民それぞれについて、避難先都道府県における受入市町村、避難施設のほか、救援内容についても具体的に検討

※1 医療機関入院患者、社会福祉施設入所者、在宅要医療患者

※2 特殊標章を初めて限定的に使用し、国民保護措置に携わる者の職務を外観的に識別させる重要性について認識を深めた。

国民保護共同訓練の実施予定(令和6年度)

○ 実動・図上訓練4件、実動訓練7件、図上訓練28件の合計39件実施

種 別		実施都道府県		実施(予定)日
国 重 点	実動・図上 (2件)	鳥取県		11月12日
		愛知県		2月13日
	図上(6件)	国民保護地域 ブロック検討会	第1部(全都道府県)	5月8日
			千葉県(関東)	7月22日
			福島県(北海道東北)	8月29日
			愛知県(中部)	10月15日
			宮崎県(九州)	11月15日
			三重県(近畿)	12月26日
			鳥取県(中国・四国)	1月24日
県 主 導	実動・図上 (2件)	鹿児島県		1月28日
		大阪府		2月4日
	実動(7件)	佐賀県		5月30日
		福島県		11月14日
		大分県		1月16日
		千葉県		1月24日
		東京都		未定
		長野県		未定
		徳島県		未定

種 別		実施都道府県		実施(予定)日
県 主 導	図上(22件)	大阪府		11月11日
		滋賀県		11月22日
		秋田県		11月29日
		島根県		12月18日
		宮城県		12月20日
		山形県		1月15日
		群馬県		1月20日
		高知県		1月22日
		埼玉県		1月29日
		奈良県		1月31日
		兵庫県		2月3日
		愛媛県		2月5日
		岡山県		2月6日
		広島県		2月7日
		三重県		2月17日
		石川県		2月19日
		東京都		未定
		新潟県		未定
		山梨県		未定
		山口県		未定
		福岡県		未定
		沖縄県		未定

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練

弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるとは判明した場合にどのような行動をとるべきか、住民の理解を深めるため、防災行政無線等により弾道ミサイルに関する情報伝達を受けた住民が、近くの建物の中や地下への避難等を実施

【例】×国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があるとは判明と想定
(訓練開始)

- 防災行政無線等により「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」、「直ちに避難することの呼びかけ」を住民に伝達
- 情報伝達を受けた住民が避難等を実施

避難行動例



頑丈な建物の中への避難



地下施設への避難



コンクリートに身を寄せて、頭部を守る



ベンチの下に身を隠す

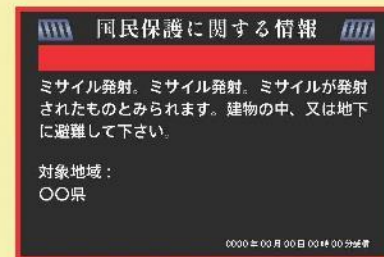
- 防災行政無線等により「落下場所等についての情報」を住民に伝達
(訓練終了)

弾道ミサイル落下時の行動や国民保護訓練については、内閣官房国民保護ポータルサイトに掲載しています。

内閣官房 国民保護ポータルサイト
Cabinet Secretariat Civil Protection Portal Site

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

弾道ミサイル 飛来時の行動について



弾道ミサイルは、発射から
わずか10分もしないうちに
到達する可能性もあります。



弾道ミサイルが着弾した場合、激しい
爆風や破片などにより、身体へ大きな
被害を受ける可能性があります。



弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、
Jアラートを通じて屋外スピーカーや携帯電話の緊急
速報メール等によりメッセージを流します。



メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとってください



弾道ミサイルが上空を通過した場合など避難行動をとる必要がなくなった場合は、避難の呼びかけを解除します。



爆風や破片などを避ける

近くの建物の中
または 地下へ

緊急一時避難施設※をはじめ、
コンクリート造り等の頑丈な建物
や地下街、地下駅舎等の地下施設
へ避難することが望ましいですが、
それ以外でも構いません。



近くに建物がない場合は

物陰に身を隠す
または 地面に伏せ
頭部を守る



爆風で割れた
窓ガラスなどを避ける

その場で安全を確保し

窓から離れる
または
窓がない部屋へ



※ 緊急一時避難施設：弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を
軽減するための一時的な避難に活用する観点から都道府県知事等が指定する施設。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護

検索



弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等の手引き(概要)

1. 目的

- ・弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を通じ、弾道ミサイル落下時にどのような行動を取るべきか、住民の皆様様に理解を深めていただくことは、大変重要。
- ・国と地方公共団体が共同で実施する共同訓練に限らず、地方公共団体が単独で実施する単独訓練も含め、今後、全国各地の多くの地域で効果的・実践的な訓練を実施する必要がある、こうした訓練の際に活用。

2. 構成

第1章 弾道ミサイル攻撃時の国民保護措置

- ・我が国への弾道ミサイル攻撃が、事態認定された場合における、国及び地方公共団体等が実施する住民避難を中心とした国民保護措置の概要。

第2章 弾道ミサイル飛来時の情報伝達ととるべき行動

- ・弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるとは判明した場合における、事態認定の有無にかかわらず、必ず実施することとなる住民への情報伝達の内容と避難行動の概要。

第3章 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練

- ・弾道ミサイル落下時の行動を中心とした第2章の内容について、住民の理解を深めるために実施する弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の概要等。

第4章 市町村の初動対処

- ・弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるとは判明した場合における、事態認定の有無にかかわらず、必ず実施することとなる市町村における初動対処の概要。

3. 第3章(弾道ミサイルを想定した住民避難訓練)の概要

- 1 住民避難訓練概要
 - ・住民避難訓練の目的、内容、実績等
- 2 住民避難訓練実施要領(例)
 - ・日程、訓練会場配置図等
- 3 住民避難訓練(令和4年度・共同訓練)実績
 - ・場所、内容、参加者等
- 4 弾道ミサイル落下時の行動等の周知
 - ・弾道ミサイル落下時の行動や緊急一時避難施設の周知方法

4. 手引きの活用方法

- ・住民避難訓練実施要領(例)を基礎として、住民避難訓練(令和4年度・共同訓練)実績を参考に、各地方公共団体において住民避難訓練実施要領を作成し、共同訓練、単独訓練を問わず、積極的に訓練を実施。
- ・住民避難訓練(令和4年度・共同訓練)実績を参考に、
 - ①避難先に緊急一時避難施設を選定
 - ②防災訓練等と併せて実施すること等でより多くの住民が参加
 - ③消防職団員や警察官に加え、運送事業者職員や避難先となる公共施設の職員による避難誘導の実施
 - ④乳幼児、車いす利用者といった要配慮者の参加等により、効果的・実践的な訓練となるよう工夫。
- ・弾道ミサイル落下時の行動や緊急一時避難施設について、住民の皆様様に理解を深めていただくため、住民避難訓練の実施のほか、住民避難訓練の実施を通じた周知(訓練実施前の説明等)や、住民避難訓練の実施と併せた周知(ホームページや掲示板による周知等)を実施。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施状況（令和５年度末）

○ 令和５年度末の状況：４７都道府県２７３市区町村で６５８件の訓練を実施

- ・ 国と地方公共団体が共同で実施する共同訓練は、４２都道府県８３市区町村で８４件を実施
- ・ 地方公共団体が単独で実施する単独訓練は、４１都道府県２０９市区町村で５７４件を実施

	実施日	実施団体		実施日	実施団体		実施日	実施団体
1	H29.3.17	おがし 秋田県男鹿市	15	H29.9.17	にしのみやし 兵庫県西宮市	29	H30.6.10	しぶかわし 群馬県渋川市
2	H29.6.4	あぶちよう 山口県阿武町	16	H29.9.27	ゆりほんじようし 秋田県由利本荘市	30	R4.9.22	うおづし 富山県魚津市
3	H29.6.9	さかたし 山形県酒田市	17	H29.10.6	ひがしまつしまし 宮城県東松島市	31	R4.9.23	とのしょうちよう 香川県土庄町
4	H29.6.12	つばめし 新潟県燕市	18	H29.10.10	ふかうらまち 青森県深浦町	32	R4.10.8	おかやまし 岡山県岡山市
5	H29.6.12	よしとみまち 福岡県吉富町	19	H29.10.17	やまなしし 山梨県山梨市	33	R4.10.18	きょうごくちよう 北海道京極町
6	H29.7.10	さいじようし 愛媛県西条市	20	H29.10.24	しまだし 静岡県島田市	34	R4.10.24	えさしちよう 北海道江差町
7	H29.7.14	たかおかし 富山県高岡市	21	H29.10.25	かるいざわまち 長野県軽井沢町	35	R4.11.1	あわしまうらむら 新潟県粟島浦村
8	H29.7.29	りゆうがさきし 茨城県龍ヶ崎市	22	H29.11.14	ふくいし 福井県福井市	36	R4.11.19	ゆすはらちよう 高知県梶原町
9	H29.8.19	ことうらちよう 鳥取県琴浦町	23	H29.11.22	うんぜんし 長崎県雲仙市	37	R4.11.29	さがえし 山形県寒河江市
10	H29.8.24	かみあまくさし 熊本県上天草市	24	H29.12.1	ふくおかし 福岡県福岡市	38	R4.11.30	よなぐにちよう 沖縄県与那国町
11	H29.8.26	つし 三重県津市	25	H29.12.9	たかまつし 香川県高松市	39	R5.1.15	なかつし 大分県中津市
12	H29.8.30	わじまし 石川県輪島市	26	H30.1.10	とくのしまちよう 鹿児島県徳之島町	40	R5.1.21	なはし 沖縄県那覇市
13	H29.9.1	たきかわし 北海道滝川市	27	H30.1.22	ぶんきょうく 東京都文京区	41	R5.1.22	かいづし 岐阜県海津市
14	H29.9.1	いわみざわし 北海道岩見沢市	28	H30.6.10	かすがし 福岡県春日市			

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施状況（令和５年度末）

	実施日	実施団体		実施日	実施団体		実施日	実施団体
42	R5. 5. 10	青森県つがる市	57	R5. 10. 10	おおがきし 岐阜県大垣市	72	R5. 12. 19	かみさとまち 埼玉県上里町
43	R5. 6. 6	たかはたまち 山形県高島町	58	R5. 10. 12	かつうらちよう 徳島県勝浦町	73	R6. 1. 14	うさし 大分県宇佐市
44	R5. 7. 19	とやまし 富山県富山市	59	R5. 10. 23	ごとうし 長崎県五島市	74	R6. 1. 15	なかのく 東京都中野区
45	R5. 8. 4	さっぽろし 北海道札幌市	60	R5. 10. 24	よっかいちし 三重県四日市市	75	R6. 1. 22	おやまし 栃木県小山市
46	R5. 8. 5	みなまたし 熊本県水俣市	61	R5. 10. 27	ぬまたちよう 北海道沼田町	76	R6. 1. 22	たかまつし 香川県高松市
47	R5. 8. 7	石川県かほく市	62	R5. 10. 31	ごかせちよう 宮崎県五ヶ瀬町	77	R6. 1. 29	なちかつうらちよう 和歌山県那智勝浦町
48	R5. 8. 22	うすきし 大分県臼杵市	63	R5. 11. 5	いずみし 大阪府和泉市	78	R6. 2. 1	あなんし 徳島県阿南市
49	R5. 8. 26	みつけし 新潟県見附市	64	R5. 11. 6	ねりまく 東京都練馬区	79	R6. 2. 8	もりおかし 岩手県盛岡市
50	R5. 8. 27	さどし 新潟県佐渡市	65	R5. 11. 8	せんだいし 宮城県仙台市	80	R6. 2. 9	くまもとし 熊本県熊本市
51	R5. 8. 29	あばしりし 北海道網走市	66	R5. 11. 9	とくしまし 徳島県徳島市	81	R6. 2. 12	いしがきし 沖縄県石垣市
52	R5. 8. 31	かつやまし 福井県勝山市	67	R5. 11. 10	しばたし 新潟県新発田市	82	R6. 2. 15	かいたちよう 広島県海田町
53	R5. 9. 8	なかちよう 徳島県那賀町	68	R5. 11. 11	うおぬまし 新潟県魚沼市	83	R6. 2. 17	げんかいちよう 佐賀県玄海町
54	R5. 9. 10	やとみし 愛知県弥富市	69	R5. 11. 16	にいがたし 新潟県新潟市	84	R6. 3. 1	にしめらそん 宮崎県西米良村
55	R5. 10. 2	きじょうちよう 宮崎県木城町	70	R5. 11. 17	うたしなしいし 北海道歌志内市			
56	R5. 10. 7	こおりまち 福島県桑折町	71	R5. 12. 14	おおつし 滋賀県大津市			

※ 国と地方公共団体の共同訓練は、平成３０年６月以降、実施を見合わせてきたところであるが、令和４年に入り、北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されていることなどを踏まえ、同年９月から再開。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施予定(令和6年度)

○ 国と地方公共団体が共同で実施する共同訓練は、18道府県24市区町村で24件を実施予定

	実施(予定)日	実施団体		実施(予定)日	実施団体
1	R6. 5. 28	おおままち 青森県大間町	13	R7. 2. 2	うじし 京都府宇治市
2	R6. 5. 31	すかがわし 福島県須賀川市	14	R7. 2. 9	きたあきたし 秋田県北秋田市
3	R6. 7. 9	せんなんし 大阪府泉南市	15	R7. 2. 14	おおなんちょう 島根県邑南町
4	R6. 8. 27	いせし 三重県伊勢市	16	R7. 2. 15	させぼし 長崎県佐世保市
5	R6. 10. 22	ほくとし 北海道北斗市	17	R7. 2. 25	たらぎまち 熊本県多良木町
6	R6. 10. 27	いさはやし 長崎県諫早市	18	未定	ながらまち 千葉県長柄町
7	R6. 11. 9	やつしろし 熊本県八代市	19	未定	あなんし 徳島県阿南市
8	R6. 11. 10	じょうえつし 新潟県上越市	20	未定	宮崎県えびの市
9	R6. 11. 13	やまがたし 山形県山形市	21	未定	たかはるちょう 宮崎県高原町
10	R6. 11. 14	あすかむら 奈良県明日香村	22	未定	神奈川県 (※)
11	R6. 11. 15	むらかみし 新潟県村上市	23	未定	大阪府 (※)
12	R7. 1. 21	なすからすやまし 栃木県那須烏山市	24	未定	熊本県 (※)

(※) 実施市町村未定

○ 地方公共団体が単独で実施する単独訓練は、令和6年度末に総務省消防庁において調査予定